

旧富良野高校跡地整備基本計画策定及び基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

富良野市総務部財政課

1. 事業の趣旨・目的

本業務は、令和 8 年 7 月策定の「旧富良野高校跡地利活用基本構想」に基づき、旧富良野高校跡地を整備するための基本計画策定及び基本設計を目的とする。整備にあたっては、既存ストックを最大限に活用しながら多様な機能が共存する「学びを中心とした交流拠点」とするため、市民参加手続等を通じて幅広い意見を把握しながら、公共施設の集約・複合化、既存施設の創作的改修、子どもの遊び場整備及び前庭活用等について検討を行う。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 旧富良野高校跡地整備基本計画策定及び基本設計業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「旧富良野高校跡地整備基本計画策定及び基本設計業務」仕様書の通り
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日
ただし、基本計画（案）策定は令和 9 年 8 月 31 日までとする。
- (4) 提案上限額 39,420,000 円（消費税及び地方消費税は別途加算）

3. 参加資格要件

- (1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の①から⑧の要件をすべて満たすこと

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- ②破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生または再生手続きをしていないこと。
- ③富良野市暴力団排除条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ④宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- ⑤富良野市工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていないこと。
- ⑥建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑦過去 10 年間に於いて、道内の地方公共団体が発注した本委託業務と同種の業務（実施設計含む）を受託した実績があること。なお、既存施設の用途変更を伴う改修や複合化、学校などの大規模改修の実績がある場合は、その旨特記すること
- ⑧その他、当該業務担当者との打合せを適切に行うことができること。

- (2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「3. 参加資格要件」(1) の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

①参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書を提出すること。これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。

②代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。

③1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同事業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

(3) 留意事項

一部業務を協力者として専門業者を加えることを可とする。その協力者は、他の参加者の協力者となることはできない。

4. 配置技術者要件

(1) 管理技術者は一級建築士の資格を有すること。

(2) 共同企業体で参加する場合、管理技術者は代表事業者の組織に所属していること。

(3) 本業務は、建築（総合）、建築（構造）、電気設備及び機械設備に主任技術者を適宜配置すること。

5. プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約履行完了までのスケジュールは次のとおり。

令和8年9月25日（金）	公募文の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
10月2日（金）	現地見学申込書提出期限
10月6日（火）	現地見学
10月15日（木）	参加申込関係書類・質問提出期限
10月19日（月）	質問に対する回答
10月26日（月）	企画提案関係書類の提出期限
10月30日（金）	審査会での企画提案説明（以下「プレゼン」という。） 審査結果通知、受託候補者決定
11月中旬	委託契約締結

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間 令和8年9月25日（金）から令和8年10月15日（木）

イ 配布方法 原則として、富良野市ホームページからダウンロードすること。

ウ 配布資料 ①公募型プロポーザル実施要領

②業務仕様書

③様式集（様式1～11）

④旧富良野高校跡地利活用基本構想

(3) 質疑応答

募集内容に関する質問を次の通り受け付ける

ア 受付期限：令和8年10月15日（木）17:00（必着）

イ 提出方法：質問は、電子メールにより様式1を提出すること。（必ず着信を確認すること）

ウ 回答方法：回答は10月19日（月）に市のホームページに掲載する。市が行う回答は実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱う。

（4）参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を提出期間内に提出すること。作成書類は「A4サイズ」を基本とする。

（5）参加申込関係書類

①提出書類

ア．参加申込書（様式2）	1部	
イ．納税証明書（その3の3）	1部	
ウ．履歴事項全部証明書の写し	1部	
エ．会社概要書（様式4－1又は4－2）	1部	
オ．一級建築士事務所登録証明の写し（代表者）	1部	
カ．一級建築士事務所登録証明の写し（構成員）	1部	※共同企業体の場合のみ
キ．共同企業体協定書	1部	※共同企業体の場合のみ

※イ・ウは取得から3か月以内の写し

②提出期限

令和8年10月15日（木）17:00

③提出方法

郵便（配達記録がわかる方法）又は持参により富良野市へ提出すること。

（6）企画提案関係書類

①提出書類

様式の枠等の変更は認めない。フォントはMS明朝11ポイントとする。

ア．企画提出書（様式7）

イ．業務実施体制表（様式5）

ウ．各技術者の経歴等（様式6）

※各技術者の資格の免許の写し添付

エ．業務実施方針等について（様式8）

オ．企画提案書（様式9）

テーマについて企画提案すること。

カ．参考見積書（様式10）

見積書には、消費税相当額および地方消費税相当額を抜いた金額を記載すること。業務別内訳、諸経費等（任意様式）の内訳を提示すること。

③提出期限

令和8年10月26日（月）17:00

④提出方法

郵便（配達記録がわかる方法）または持参により富良野市へ提出すること。

⑤提出部数

正本1部、副本9部 ※副本は企画提案者が判別できないようにすること。

⑥提出書類の取扱い

- ア. 提出期限後は、提出書類の変更、差し替え、再提出もしくは撤回は認めない。
- イ. 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ. 市は提出された提案書について、選定作業など必要に応じて複製を作成することがある。
- エ. 市は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ. 提案書等の作成および提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ. 提出書類に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任はすべて提案者が負うものとする。

6. 提案テーマ

テーマ 旧富良野高校跡地の特性を活かした交流拠点としての空間づくりの提案

基本構想に掲げるコンセプトを基に、①から③までを含めて様式9に記載の上、提案すること。

- ①求められる機能を実現する具体的な整備方針
- ②誰もが利用したくなる仕掛けや各機能を結び付ける空間づくり等
- ③整備事業費の抑制やスケジュールの短縮手法

7. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合。
- (4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合。
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。

8. 現地確認

現地見学を希望する事業者は現地見学申込書を提出すること。

- (1) 提出書類 現地見学申込書（様式11）

- (2) 提出方法 現地見学申込は、電子メールにより様式 11 を提出すること。(必ず着信を確認すること)
- (3) 提出期限 令和 8 年 10 月 2 日 (金) 17:00
- (4) 開催日 令和 8 年 10 月 6 日 (火) 9:00~16:00 ※時間は別途通知する。
- (5) 参加人数 3 名以内とする (現地集合／上靴持参)

9. 審査及び選定

富良野市職員 (及び外部委員) で構成する「旧富良野高校跡地整備基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル審査会」が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査により選定をする。

- (1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等 (別紙参照)
- (2) 最低基準点は配点合計の 60%以上とし、この点数を満たさない場合は受託候補者となることはできない。
- (3) プレゼン実施に関する事項 (詳細は別途連絡)

①開催日時・会場

令和 8 年 10 月 30 日 (金) 時間及び会場 (富良野市複合庁舎予定) は別途通知

②参加人数

3 名以内とする。

③留意事項

プレゼンは 30 分以内とする。提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこと。終了後に質疑応答を実施。

プレゼンで使用するプロジェクター及びスクリーンは富良野市が準備する。それ以外の必要な機器等は、参加事業者が準備すること。

10. 契約に関する事項

- (1) 見積書徴取の相手先 (受託候補者) の特定

「旧富良野高校跡地整備基本計画策定及び基本設計業務委託公募型プロポーザル審査会」により選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、富良野市のホームページで公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ①最優秀者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する。
- ②最優秀者が、破産法による破産手続開始の申立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。

③最優秀者が、富良野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。

④最優秀者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。

⑤最優秀者が、富良野市から指名停止の措置を受けている。

⑥最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退した。

⑦その他の理由により、最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額

富良野市の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

①本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、富良野市において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

①見積書徴取の相手先として特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を、富良野市長が書面（非特定通知書）で通知する。

②前項（①）の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）を持参または郵送（配達記録が分かる方法）することにより、富良野市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

③前項（②）による書面を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面等により説明を行う。

11. 留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

(3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しない。

(4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、富良野市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。

(7) 検討すべき事項が生じた場合は、富良野市と業務委託請負者で別途協議する。

(8) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること

12. 担当部署・各種書類提出先

076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部財政課

電話：0167-39-2306 Mail：zaisei-ka@city.furano.hokkaido.jp

(別紙)

企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

	審査項目		審査の視点	配点
1	実施方針・ 体制・実績	業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を 上げているか、同等の成果が期待 できるか。	10
		業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実 施体制、実施スケジュール等の業 務環境となっているか。	10
		リスク管理	業務期間内に起こり得る問題点等 の整理、またその対策にかかる工 程を評価する。	10
2	提案の内容	業務内容の理解度	業務委託の目的や内容について、 十分に理解しているか	20
		提案内容の独創性	独自の発想に基づく提案内容が含 まれているか。	20
		提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可 能性があり、優れているか。	20
3	見積価格	必要経費	業務内容に係る経費 配点（10点）×評価係数	10

※評価係数：全提案者のうち最低提案額÷当該提案額（小数点以下第3位を四捨五入）

※最低基準点は配点合計の60%以上とし、この点数を満たさない場合は受託候補者とな
ることはできない。